

宇都宮市上下水道局給水要望による配水管整備実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宇都宮市上下水道局（以下「上下水道局」という。）による、宇都宮市の給水区域における給水要望に応じた配水管整備の実施について定め、安心安全な水道水を安定的に供給することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水区域は、宇都宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第4条第1項第1号に定める区域をいう。
- (2) 配水管は、水道水を需要者へ供給するために布設された水道管をいう。
- (3) 給水管は、宇都宮市水道事業給水条例に規定される、給水装置のうち、配水管から分岐して設けられた水道管をいう。
- (4) 給水要望は、給水区域における土地において水道を使用するために、配水管の整備を上下水道局に求める要望者（以下「要望者」という。）が行う要望をいう。
- (5) 給水要望対象道路は、道路としての形態を成し公衆の用に供されている道路等で、要望者が水道を使用したい土地に接し、給水要望により配水管の整備を求める道路等をいう。

(採択基準)

第3条 上下水道局が配水管整備の実施を採択する場合の給水要望は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 給水要望対象道路に、配水管が整備されていないこと、又は整備されている配水管から分岐して給水装置の新設等を行うことで、出水不良が見込まれること。
- (2) 複数の宅地造成及び販売を行う宅地開発事業のための給水要望でないこと。
- (3) 消火栓設置のみを目的とした給水要望でないこと。
- (4) その他上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が、上下水道局による配水管整備の実施を適当と認めること。
- (5) 給水要望対象道路及びその周辺の道路等において、配水管整備の施工及び施工後の運用が支障なく行えることを確認できること。
- (6) 要望者（複数の場合は要望者全員）が、給水要望に基づき上下水道局が整備する配水管（以下「新設配水管」という。）の布設工事完了後、速やかに給水装置の工事申込を行い、水道の使用を開始することを確約していること。

- (7) 給水要望箇所が下水道への接続が可能な箇所であって給水要望を申し出る時点で下水道を使用していない要望者があった場合は、当該要望者（複数の場合は全員）が、新設配水管の布設工事完了後、速やかに排水設備計画確認申請を行い、下水道の使用を開始することを確約していること。
- 2 給水要望対象道路内に、上下水道局以外の者の資産である配水管（以下「私有配水管」という。）が布設されている場合は、前項の各号の基準のほか、要望者が、当該私有配水管の所有者に、当該私有配水管を上下水道局が新設配水管の布設工事実施時に撤去すること又は一部を撤去し新設配水管へ繋ぎ替えすることについて承諾を得ていること。
- 3 給水要望対象道路内において、新設配水管と輻輳する位置に給水管が布設されている場合は、前2項の各号の基準のほか、次の各号のいずれかに適合するものとする。
- (1) 要望者が、当該給水管の所有者に、上下水道局が新設配水管の布設工事実施時に当該給水管の一部又は全部を撤去し新設配水管へ繋ぎ替えすることについて承諾を得ていること。
- (2) 要望者において、一部の所有者の承諾が得られており、その他の所有者にあっては、やむをえず承諾が得られない場合には、当該所有者との交渉・経過等を記した書類並びに新設配水管と残存する給水管との輻輳について配水管整備の施工及び施工後の運用上支障がないことが明らかにされた書類を上下水道局に提出し、認定を受けること。
- 4 給水要望対象道路に係る土地に私有地がある場合は、前3項の各号の基準に適合するほか、要望者が、当該私有地の所有権者に、当該給水要望対象道路への新設配水管の布設並びに布設後の運用及び維持管理に関し将来にわたって管理者に協力する承諾を得ていること。ただし、道路法に基づく路線認定を受けている道路についてはこの限りでない。

（事前相談）

- 第4条 要望者は、給水要望について、上下水道局に事前に相談（以下「事前相談」という。）するものとする。
- 2 前項の事前相談にあたっては、当該給水要望の採択基準の適合等について確認するために、上下水道局が求める資料等を提供するものとする。
- 3 上下水道局は、前項に基づく事前相談を受けたときは、必要に応じて現地調査等を行い、当該給水要望の採択基準の適合等について確認するものとする。

（申請）

- 第5条 要望者は、給水要望の採択を受けようとするときは、上水道整備要望書（以下「要望書」という。様式第1号）により、採択基準の適合を証するために必要な書類を添付し、管理者に申請しなければならない。

2 第3条第1項に適合していることを証するため要望書に添付する書類は次の各号のとおりとする。

(1) 水道加入確約書（様式第2号）

(2) 下水道接続確約書（様式第3号）

3 第3条第2項に適合していることを証するため要望書に添付する書類は、私有配水管の撤去及び新設配水管への繋ぎ替え承諾書（様式第4号）とする。

4 第3条第3項に適合していることを証するため要望書に添付する書類は、給水管の撤去及び新設配水管への繋ぎ替え承諾書（様式第5号）とする。

5 第3条第4項に適合していることを証するため要望書に添付する書類は、私有地に係る配水管の布設に関する承諾書（様式第6号）及び所有権等を確認できる書類とする。

（給水要望の受理及び採択）

第6条 管理者は、給水要望の申請があった場合、添付書類に不備がないときは、採択基準に適合していることを確認した上で、申請を受理し、当該給水要望を採択し、予算の範囲において、新設配水管の整備を実施するものとする。

（新設配水管整備等の費用負担）

第7条 前条に基づき実施する新設配水管の整備並びに私有配水管及び給水管の撤去並びに新設配水管への繋ぎ替え等に要する費用は、上下水道局が負担する。

（給水要望に係る給水装置工事申込等及び費用負担）

第8条 要望者は、新設配水管の整備が完了したときには、第3条第1項第6号及び第7号の確約に基づき、速やかに給水装置工事の申込及び排水設備計画確認の申請を行い、上下水道の使用を開始しなければならない。

2 前項に基づく給水装置及び排水設備の工事に要する費用は、要望者が負担する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

「給水要望採択基準」及び「給水要望受付基準」を廃止する。